

## 新たな難病医療費助成制度について

国が指定する難病（特定疾患）に係る治療費について公費負担を行う「特定疾患治療研究事業」については、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度に変わります。  
 主な変更点は、以下のとおりとなっております。

### 主な変更点

		新制度 平成27年1月1日から	現行制度 平成26年12月31日まで
自己負担限度額（月額）	算定対象者等	医療保険上の世帯の市町村民税（所得割）	生計中心者の所得税
	金額の範囲	0円～30,000円（月額）	0円～23,100円（月額）
	適用の方法	同月に負担した医療費（入院・外来・薬代・訪問看護の費用）を合算	・医療機関ごとに適用 ・院外薬局の薬代は自己負担なし ・訪問看護は自己負担なし
		入院・外来の区別なし	入院・外来の区別あり
同一世帯内に難病、小児慢性特定疾患患者がいる場合の按分	患者本人の負担限度額×（両者のうち高い方の自己負担額／両者の自己負担額分の合計）	受給開始が早い人の自己負担限度額が1／10となるなどの減額制度あり。	
難病治療に係る医療保険の患者負担割合		2割（後期高齢者は1割）	3割（後期高齢者は1割）
入院時の食費		全額自己負担（経過措置対象者は3年間1／2）	負担限度額内で自己負担
市町村民税非課税者		自己負担あり	自己負担なし
高額かつ長期（月ごとの医療費総額（医療保険適用前）が5万円を超える月が年間6回以上ある者）		所得に応じた減額措置 月額：0円～20,000円	—
生活保護受給者		月額自己負担額0円	制度対象外
重症認定患者		自己負担あり	自己負担なし
人工呼吸器等装着患者		月額自己負担上限額：1,000円	—
指定医療機関		都道府県が指定した指定医療機関のみ医療助成の対象	いずれの医療機関でも医療費助成の対象
指定医		都道府県が指定した医師（指定医）のみ臨床調査個人票の記載が可能。	医師であれば、誰でも臨床調査個人票の記載が可能。